

第IV章

知っとこ！ミニ情報



あなたの周りには、
あなたを応援してくれる人がきっといます。
だから、ひとりで悩まないで相談しよう！

1 困ったときの相談窓口



(1) 労働に関する相談がしたい

＜労働に関する相談全般＞

鳥取県 中小企業 労働相談所	みなくる鳥取 みなくる倉吉 みなくる米子	鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館内2F) 倉吉市東昭和町286-2 (中国労金倉吉支店2F) 米子市東町189-2 (西部労働者福祉会館2F)	0120-451-783 0857-25-3000 0120-662-390 0858-23-6131 0120-662-396 0859-31-8785
----------------------	----------------------------	---	--

＜労働相談・労使間でのトラブルの解決機関＞

労使ネットとっとり	鳥取市東町1-271 (県庁第2庁舎7F)	0120-77-6010
鳥取労働局 総合労働相談コーナー	鳥取市富安2丁目89-9	0857-22-7000
鳥取総合労働 相談コーナー	鳥取市富安2丁目89-4 (鳥取労働基準監督署内)	0857-24-3245
倉吉総合労働 相談コーナー	倉吉市駄経寺町2-15 (倉吉労働基準監督署内)	0858-22-5640
米子総合労働 相談コーナー	米子市東町124-16 (米子労働基準監督署内)	0859-34-2263

＜労働基準関係法の法違反・相談 働金、労働時間、安全衛生、労働災害、労災保険等＞

鳥取労働基準監督署	鳥取市富安2-89-4 (鳥取第一地方合同庁舎4F)	0857-24-3211
倉吉労働基準監督署	倉吉市駄経寺町2-15 (倉吉地方合同庁舎3F)	0858-22-6274
米子労働基準監督署	米子市東町124-16 (米子地方合同庁舎5F)	0859-34-2231

＜男女均等取扱い、マタハラ、セクハラ、育児・介護休業、パート労働に関する相談＞

鳥取労働局雇用環境 均等室（指導担当）	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1709
------------------------	--------------	--------------

＜労働相談・非正規労働の相談＞

連合鳥取 非正規労働センター	鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館3F)	0120-154-052
-------------------	---------------------------	--------------

(2) 社会保険の相談・問合せ窓口が知りたい

＜労災保険 仕事中のけがや事故、通勤災害＞

鳥取労働基準監督署	鳥取市富安2-89-4 (鳥取第一地方合同庁舎4F)	0857-24-3211
倉吉労働基準監督署	倉吉市駄経寺町2-15 (倉吉地方合同庁舎3F)	0858-22-6274
米子労働基準監督署	米子市東町124-16 (米子地方合同庁舎5F)	0859-34-2231

＜雇用保険 失業給付の手続き、雇用継続給付＞

ハローワーク鳥取 (鳥取公共職業安定所)	鳥取市富安2-89	0857-23-2021
ハローワーク倉吉 (倉吉公共職業安定所)	倉吉市駄経寺町2-15 (倉吉地方合同庁舎1F)	0858-23-8609
ハローワーク米子 (米子公共職業安定所)	米子市末広町311 (イオン米子駅前ビル4F)	0859-33-3911
ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨349-1	0859-72-0065
鳥取県ふるさとハローワーク 八頭(火・木曜日)	八頭郡八頭町郡家100 (鳥取県八頭庁舎 別館1F)	0858-76-7076
ふるさとハローワーク 境港(火・金曜日)	境港市上道町3000 (境港市役所 別館1F)	0859-44-1733

＜健康保険 健康保険証の発行、傷病手当金の請求＞

全国健康保険協会 (協会けんぽ) 鳥取支部	鳥取市扇町58 (ナカヤビル1F)	0857-25-0050
--------------------------	----------------------	--------------

※倉吉・米子は年金事務所内に窓口があります

＜厚生年金保険に関すること 年金の給付＞

鳥取年金事務所	鳥取市扇町176	0857-27-8311
倉吉年金事務所	倉吉市山根619-1	0858-26-5311
米子年金事務所	米子市西福原2-1-34	0859-34-6111

＜税金に関すること＞

鳥取税務署	鳥取市富安2-89-4 (鳥取第一地方合同庁舎1F)	0857-22-2141
倉吉税務署	倉吉市上井587-1	0858-26-2721
米子税務署	米子市東町124-16 (米子地方合同庁舎1F)	0859-32-4121

＜国民健康保険・国民年金・住民税に関すること＞

お住まいの市町村役場

さが (3) 仕事の紹介・仕事探しの相談がしたい!

＜職業紹介、就職相談（全般）＞



東部	ハローワーク鳥取 (鳥取公共職業安定所)	鳥取市富安2-89	0857-23-2021
東部	ヤングハローワークとっとり	鳥取市扇町7 (鳥取フコク生命駅前ビル1F)	0857-39-8986
中部	県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町111-1 (JR鳥取駅構内)	0857-51-0501
中部	鳥取県ふるさと ハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家100 (鳥取県八頭庁舎別館1F)	0858-72-3986
中部	ハローワーク倉吉 (倉吉公共職業安定所)	倉吉市駄経寺町2-15	0858-23-8609
中部	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根557-1 (パープルタウン1F)	0858-24-6112
中部	しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万591-2 (琴浦町役場厚生棟1F)	0858-53-6060
西部	ハローワーク米子 (米子公共職業安定所)	米子市末広町311 (イオン米子駅前店4F)	0859-33-3911
西部	県立米子ハローワーク	米子市末広町311 (イオン米子駅前店4F)	0859-21-4585
西部	ふるさとハローワーク境港	境港市上道町3000 (境港市役所別館1F)	0859-44-1733
西部	県立境港ハローワーク	境港市上道町3000 (境港市役所別館1F)	0859-44-3395
	ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨349-1	0859-72-0065

しゅうろう

＜若者の就労・社会参加への支援＞

とっとり若者 サポートステーション	鳥取市扇町7 (鳥取フコク生命駅前ビル1F)	0857-30-4677
よなご若者 サポートステーション	米子市末広町311 (イオン米子駅前店4F)	0859-21-5678

しゅうろう

＜障がい者の就労・生活の支援＞

【東部】障がい者就業・生活 支援センターしらはま	鳥取市伏野2259-17	0857-59-6060
【中部】障がい者就業・生活 支援センターくらよし	倉吉市住吉町37-1	0858-23-8448
【西部】障がい者就業・生活 支援センターしゅーと	米子市道笑町2-126-4 (稻田地所第5ビル1F)	0859-37-2140

ていじゅう いじゅう

＜鳥取県での就職・定住（IJUターン）の相談、企業情報の提供＞

(公財)ふるさと鳥取県定住機構	鳥取市扇町115-1 (鳥取駅前第一生命ビル1F)	0857-24-4740
県立東京ハローワーク	東京都千代田区平河町2-6-3 (都道府県会館10F)	03-5212-9179
県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田1-1-3-2200 (大阪駅前第3ビル22F)	06-6346-1786

(4) 働くための知識や技能を身につけたい！

＜職業訓練全般に関すること＞

鳥取県商工労働部 雇用人材局産業人材課	鳥取市東町1-220	0857-26-7222
------------------------	------------	--------------

＜職業訓練の申し込みや情報提供の窓口＞

◎各ハローワークの窓口（前ページ参照）

＜職業訓練校＞

ポリテクセンター鳥取	鳥取市若葉台南7-1-11	0857-52-8781
ポリテクセンター米子	米子市古豊千520	0859-27-0111
産業人材育成センター 倉吉校	倉吉市福庭町2-1	0858-26-2247
産業人材育成センター 米子校	米子市夜見町3001-8	0859-24-0371

(5) その他・様々な困りごと相談窓口

＜架空請求、不当請求、消費者金融などの相談＞

鳥取県消費生活センター

東部消費生活相談室	鳥取市東町1-271 (県庁第2庁舎2F)	0857-26-7605
中部消費生活相談室	倉吉市駄経寺町187-1 (倉吉交流プラザ2F)	0858-22-3000
西部消費生活相談室	米子市末広町294 (米子コンベンションセンター 4F)	0859-34-2648

＜法律相談＞

日本司法支援センター（愛称：法テラス）	0570-078374
法テラス鳥取法律事務所	050-3383-5495
法テラス倉吉法律事務所	050-3383-5497

＜生活全般の相談＞

ライフサポート センターとっとり (鳥取県労福協内)	鳥取市天神町30-5 (鳥取県労働会館内)	0120-82-5858
----------------------------------	--------------------------	--------------

※県外での相談窓口は、各都道府県労働局のホームページから情報を入手してみてください。

2 労働条件通知書（モデル様式）

（短時間労働者用；常用、有期雇用型）

殿	年 月 日
事業場名称・所在地 使 用 者 職 氏 名	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 〔自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）〕 2 契約の更新は次により判断する。 〔・契約期間満了時の業務量 〔・勤務成績、態度 〔・能力 ・会社の経営状況 〔・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） 〕 〕 〕
	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） II 定年後引き続いて雇用されている期間
就業の場所	
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換((1)～(5))のうち該当するもの一つに○を付けること。)、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレキシブルタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条
休 日 及び 勤 務 日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定例日；週・月当たり 曜日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 曜日 (勤務日) 毎週（ ）、その他（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休 暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 曜日 繼続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 曜日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

賃金	1 基本賃金	イ 月給 (円) 、 <input type="checkbox"/> 日給 (円) ハ 時間給 (円) ニ 出来高給 (基本単価 円) 、 保障給 円 ホ その他 (円) ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等
	2 諸手当の額又は計算方法	イ (手当 円) / 計算方法 : <input type="checkbox"/> (手当 円) / 計算方法 : ハ (手当 円) / 計算方法 : ニ (手当 円) / 計算方法 :
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率	イ 所定時間外、法定超 月 60 時間以内 () % 月 60 時間超 () % 所定超 () % <input type="checkbox"/> 休日 法定休日 () % 、 法定外休日 () % ハ 深夜 () %
	4 賃金締切日	() 一毎月 日、 () 一毎月 日
	5 賃金支払日	() 一毎月 日、 () 一毎月 日
	6 賃金の支払方法	()
	7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無 , 有 ())	
	8 昇給 (有 (時期、金額等))	, 無 ()
	9 賞与 (有 (時期、金額等))	, 無 ()
	10 退職金 (有 (時期、金額等))	, 無 ()
退職に関する事項	1 定年制 (有 (歳) , 無)	
	2 繙続雇用制度 (有 (歳まで) , 無)	
	3 自己都合退職の手続 (退職する 日以上前に届け出ること)	
	4 解雇の事由及び手続	[]
○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条		
その他の事項	・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ())	
	・雇用保険の適用 (有 , 無)	
	・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名 担当者職氏名 (連絡先)	
その他	・その他 []	
	・具体的に適用される就業規則名 ()	
	※以下は「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。	
労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通常5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。		

監修 尾崎 宏之（社会保険労務士） 濱田 國秀（社会保険労務士）
荒松 雅美（社会保険労務士）

編集 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会
鳥取県中小企業労働相談所みなくる 労働・雇用相談員

協力

イラスト作成・カット作成

[鳥取大学 地域学部OG]

立神千裕（広島県出身）、徳本千恵（鳥取県出身）、福田真梨（愛媛県出身）
澤田美稀（兵庫県出身）、宮脇可南子（鳥取県出身）、村上沙樹（愛媛県出身）

資料提供 日本労働組合総連合会鳥取県連合会
一般社団法人鳥取県経営者協会
中国労働金庫鳥取県営業本部
鳥取県商工労働部雇用人材局

THE 社会人 働く若者のルールブック

発行 2019年（令和元年）10月（第9版発行）
2018年（平成30年）10月（第8版発行）
2017年（平成29年）11月（第7版発行）
2016年（平成28年）11月（第6版発行）
2015年（平成27年）11月（第5版発行）
2014年（平成26年）11月（第4版発行）
2013年（平成25年）11月（第3版発行）
2012年（平成24年）11月（第2版発行）
2011年（平成23年）12月（第1版発行）

発行者 一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会
〒680-0847 鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館内
TEL0857-27-4188 FAX0857-24-8149
e-mail tottori@roufuku.jp
URL <http://tottori.roufuku.net/>

※本冊子は、「働きはじめるあなたへ」A6版（42ページ）との姉妹本です。



2019年度版

編集後記

本冊子は、2011年に作成以降、愛読いただいた皆さんの意見をもとに作成しております。今年度も内容を充実させて、労働者の権利と果たすべき義務を分かりやすく取りまとめて作成しました。これからも、使いやすいハンドブックにしていきたいと思いますので皆様のご意見をお待ちしております。ありがとうございました。

事務局一同

一般財団法人 烏取県労働者福祉協議会（略称 烏取県労福協）は

勤労者・生活者の福祉向上のために「公助・共助・自助」を希求し、共に支えながら、人として夢ある福祉社会の実現を目指しています。広報・調査、学習会の開催、文化・体育の促進活動、福祉支援事業、相談事業など勤労者福祉の更なる推進に取り組んでおります。

